

Q2-4.連絡事務所の設立手続について教えてください。

外国企業が台湾において営業活動を行う場合は、現地法人もしくは支店を設立することになります。しかし、台湾において営業活動を行わない場合には、現地法人や支店を設立する代わりに、駐在員事務所または連絡事務所を開設するという選択肢があります。

外国法人が台湾内において連絡業務や情報収集活動を行う場合、税務機関に届け出ることにより、連絡事務所を設立することができます(財政部(税務省)解釈令(76.5.2.台財税第7586964))。ただし、連絡事務所では営業行為、法律行為を行うことはできません。

連絡事務所は営業行為を行うことができませんので、営業登記は不要ですが、給与等の源泉徴収義務を負うことから、税務上の登録番号である税籍番号は必要となります。

連絡事務所の設立手続概要は以下の通りです。

項目	管轄官庁	所要時間
統一番号および税籍番号申請	税務当局	2週間
必要書類等		
① 申請書、②代表者への授權書(要公証および認証)、その中国語訳、③申請代理人への委任状(要公証および認証)、その中国語訳、④源泉徴収義務人への委任書(要公証および認証)、その中国語訳、⑤本国における会社登記簿謄本または抄本(要認証)、その中国語訳、⑥代表者の身分証明書のコピー(パスポートコピーの場合、住所の記入、サインおよび捺印が必要)、⑥源泉徴収義務人の同意書、⑦源泉徴収義務人の中華民国身分証コピーまたは居留証のコピー、⑧オフィス賃貸契約書のコピー、⑨家屋税の納付書コピー		

お願い:

「本情報の提供は、あくまでも読者への参考に供するためのものであり、実際のビジネスは読者の責任において行い、これにもとづく読者の行動や行為に起因するビジネス上の損害、損失等に対し、交流協会や資誠聯合會計師事務所(PwC台湾)は一切関与せず、また一切の責任も負わず、一切の損害賠償も負担いたしません。

なお、本情報には、台湾の所轄政府機関の解釈は入っておらず、また、常に最新の情報であるとは限りません」。